**○財務省令第四十号**

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百七十号）の施行に伴い、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「同条第五項」を「同条第十項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「第四十一条第十七項」を「第四十一条第二十四項」に改め、同条第五項中「同条第三項」を「同条第六項」に、「第四十一条第三項」を「第四十一条第六項」に、「同条第十一項」を「同条第十八項」に、「第四十一条第十一項」を「第四十一条第十八項」に改め、同条第六項中「第二十六条の四第二十四項」を「第二十六条の四第二十二項」に、「第四十一条第十七項」を「第四十一条第二十四項」に改め、同条第八項中「第四項の規定により法第四十一条」を「第五項の規定により法第四十一条第一項」に、「第九項各号」を「第九項各号に定める」に、「第十八条の二十三の二第十一項各号」を「第十八条の二十三の二第十一項各号に掲げる」に、「定める書類及び」を「掲げる書類及び」に、「同条第十一項」を「同条第十八項」に、「第四十一条第十一項」を「第四十一条第十八項」に改める。

第五条の二第一項中「第十五条の二第三項」を「第十五条の二第一項」に、「第四十一条第十七項」を「第四十一条第二十四項」に改め、同条第三項中「同条第三項」を「同条第六項」に、「第四十一条第三項」を「第四十一条第六項」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

**○財務省令第四十一号**

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の施行に伴い、国税質問検査章規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国税質問検査章規則の一部を改正する省令

国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、第二十九条の三第九項若しくは第四十一条の十二第二十六項」を「若しくは第二十九条の三第九項」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

**○厚生労働省令第七十六号**

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十九号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第三十九号）の施行に伴い、勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令

勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の十三第二号ハ中「第十八条の二十一第十四項」を「第十八条の二十一第十五項」に改める。

第一条の十四の三中「第二十六条第二十三項第三号」を「第二十六条第二十五項第三号」に改める。

第一条の十四の四中「第二十六条第二十三項第四号」を「第二十六条第二十五項第四号」に改める。

第一条の十四の五中「第二十六条第二十三項第五号」を「第二十六条第二十五項第五号」に改める。

第一条の十四の六中「第二十六条第二十三項第六号」を「第二十六条第二十五項第六号」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十五年六月一日から施行する。